

市からの連絡帳



8月は、市・都民税普通徴収第2期の納期です。納付には、便利な口座振替を。  
納税課 ☎(☎460 - 9831)

税

市税の日曜日納付・相談窓口を開設

～滞納を放置すると処分を受けます～  
時 8月8日(日)午前9時～午後4時  
場 納税課(田無庁舎4階)  
当日都合がつかない方は納税課までお問い合わせください。  
納税課 ☎(☎460 - 9832)

公的年金等から算出される市民税・都民税の納付をお忘れなく

～年金受給者で、市民税・都民税が課税される方へ～

平成22年度から新規に年金特徴(年金からの引き落とし)の対象になった方(昭和19年4月3日～昭和20年4月2日生まれ)や、平成21年度に年金特徴が停止になり、平成22年10月から年金特徴が再開される方は、年税額の2分の1相当額を普通徴収(個人納付)第1期・第2期で納付していただきます。

市民税・都民税の納税義務者のうち、年金特徴の対象となる方には、「納税通知書」でお知らせしています。6月に送付した納税通知書をご確認いただき、普通徴収による納付分がある方は、納め忘れのないようご注意ください。

市民税課 ☎(☎460 - 9827・9828)

第1回動産インターネット公売

市では、度重なる催告にもかかわらず市税などの滞納を続けている場合、差し押さえなどの滞納処分を行っています。

今回、市が差し押さえた動産(時計、カメラ)をインターネット入札により公売(売却)します。

公売による売却代金は、滞納となっている市税などに充当されます。  
申込期間 8月3日(火)～18日(木)  
入札期間 8月24日(火)～26日(木)

❖公売財産下見会  
時・場 8月11日(水)・12日(木)午後1時30分～3時30分・納税課(田無庁舎4階)

入札には、原則どなたでも参加できます。詳細は、納税課、または市HPをご覧ください。  
納税課 ☎(☎460 - 9832)

年金・保険

付加年金をご存知ですか？

国民年金には、月々の定額の保険料に400円(付加保険料)を加えて納付することにより、老齢基礎年金に上乗せして給付を受けられる付加年金があります。

付加年金の受給額は、200円×付加保険料納付月数として計算されます。

なお、付加保険料は、国民年金第1号被保険者(保険料の免除を受けている方および国民年金基金加入者を除く)のみ、申し込みができます。

また、申し込みをした月分からの納付となります。希望の方は、お早めに保険年金課(田無庁舎2階)または、市民課(保谷庁舎1階)へ申請してください。

保険年金課 ☎(☎460 - 9825)

「後期高齢者医療被保険者証」を更新

8月1日から有効の後期高齢者医療被保険者証を被保険者1人ずつに7月中旬から簡易書留郵便でお送りしました。

配達日に不在だった方の被保険者証が郵便局での保管期間の経過により、保険年金課へ戻ってきています。郵便物お預かりのお知らせをお持ちの方は、本人確認書類(免許証・パスポート・旧被保険者証・医療証などいずれか1点)を持って、保険年金課(田無庁舎2階)でお受け取りください。

新しい被保険者証 ふじ色  
有効期間 8月1日(日)～平成24年7月31日(火)

被保険者とは、後期高齢者被保険者証を持っている方です。

被保険者証以外は、色変更なし。

❖8月1日に一部負担割合を見直しました

一部負担金の割合は、毎年8月1日に見直します。判定内容は世帯の状況と前年の所得に対する住民税課税所得により判定(定期判定)されます。

一部負担金の割合  
一般...1割 基準収入額適用申請書提出者も含む。

現役並み所得者...3割  
【一般】(1割負担)

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得(課税標準額)が145万円未満の被保

険者

【現役並み所得者】(3割負担)  
住民税課税所得(課税標準額)145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者

住民税課税所得とは、総収入金額から各種所得控除などを差し引いて算出します。

一部負担金の割合に変更があった方は、8月1日から新たな一部負担金の割合が適用されます。月初めに医療機関を受診するときは、窓口で一部負担金の割合の変更があったことをお伝えください。

広域連合では、後期高齢者医療制度について、東京いきいきネットHPで情報提供を行っています。

HP <http://www.tokyo-ikiki.net>

保険年金課 ☎(☎460 - 9823)

福祉

「社会貢献型後見人」を目指す方のための基礎講習受講者募集

東京都が実施する「社会貢献型後見人等候補者」養成基礎講習に、市からの講習受講希望者を推薦します。希望される方は、下記オリエンテーションに参加してください。

対市で社会貢献型後見人として活動する意欲のある、おおむね65歳未満の方(専門職の方は各団体等主催の講習などを受講してください)。

場 生活福祉課へ直接または電話。

❖オリエンテーション

時 8月23日(月)午後1時30分から

場 保谷庁舎東分庁舎

生活福祉課 保 ☎(☎464 - 1311 内線2311)

敬老行事に補助金を交付

市では、9月の敬老月間内に、地域の高齢者の個人・地域団体の方々の企画・参加により行われる敬老行事に、補助金を交付します。

実施期間 9月1日(水)～30日(木)(敬老月間)

参加団体<sup>※</sup> 敬老の行事として催しを行う個人・地域団体<sup>※</sup>(特別養護老人ホームなどの事業者が主催する行事は除く)

補助対象行事 市内在住の70歳以上の方が15人以上参加する、「敬老」の文字が入った行事(ハイキング、カラオケ大会、食事会、囲碁将棋大会、観劇会<sup>※</sup>)

補助金額 1行事に対して上限2万円

場 8月2日(月)から行事開催の2週間前までに、高齢者支援課(田無庁舎1階、保谷保健福祉総合センター1階)各出張所、各福祉会館、各老人福祉センター、老人憩いの家(おあしす)にある交付申請書に必要事項を記入し、高齢者支援課へ直接持参(1回限り)。

高齢者支援課 保 ☎(☎438 - 4028)

心身障害者医療費助成制度 各種手当・助成制度の所得限度額、現況届の提出

いずれの制度についても前年度と変更はありません。申請前にさかのぼっての制度適用はありませんので、今回新しく対象になるとと思われる方は申請してください。

❖心身障害者医療費助成制度

受付期間 9月30日(木)まで

❖各種手当・助成制度

受付期間 8月31日(火)まで(重度手当は11月中)

各種要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

所得限度額

心身障害者医療費助成 心身障害者手当 自動車燃料費助成 タクシー料金助成

扶養人数	障害者本人 (20歳未満の方は扶養義務者等)
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円

特別障害者手当 障害児福祉手当

扶養人数	障害者本人	配偶者および扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

現況届 重度心身障害者手当・特別障害者手当等受給者に対して、現況届の用紙をお送りします。期限内の提出をお願いします。

❖重度心身障害者手当

受付期間 8月31日(火)まで

❖特別障害者手当等

受付期間 9月10日(金)まで

障害福祉課 保 ☎(☎438 - 4035)

心身障害者自動車燃料費助成の申請

場 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者・進行性筋萎縮症の方で運転する同居の家族がいる方 身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方

対象期間 平成22年2月～7月(この間に新たに認定申請をされた方は、認定申請月から7月まで)

受付 8月9日(月)～31日(火)(土・日曜日を除く)・障害福祉課(両庁舎1階) 郵送も可。

時 現況届兼請求書(対象者には用紙を送付済み) 障害者本人の認印(代理人が申請する場合はその方の認印も) 車検証のコピー

運転免許証のコピー 障害者本人(20歳未満の場合は保護者の口

8月5日(木) 保谷庁舎市民広場オープン!

保谷庁舎敷地内に、市民の皆さんに親しんでいただく緑ある憩いの空間として、市民広場を開設します。

この広場は、芝生を覆い、はなみずき、けやき、さつきなどの樹木を植栽しているため、季節ごとにそれぞれの花を觀賞できます。

保谷庁舎にお越しの際はぜひお立ち寄りください。

広場は、多くの市民の皆さんに楽しんでいただく場所です。マナーを守って利用してください。なお、特定の時間を占有しての利用はできません。

管財課 保 ☎(☎438 - 4001)

